

税逃れ 日本並みに課税

税率基準廃止 配当や知財収入に

財務省検討

財務省は日本の企業や個人が税を逃れるため海外に移した所得に対し、

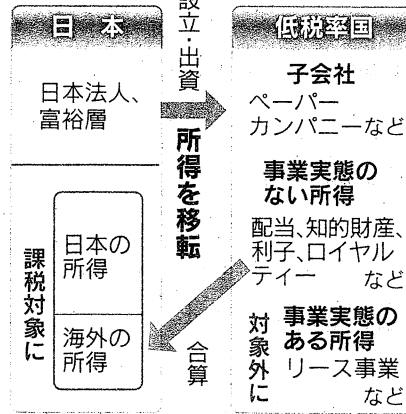
日本から課税する仕組みを厳しくする検討に入った。法人税率が20%以上

の国・地域でも配当や知的財産といった所得は原則、日本の所得に合算して日本の税率で税を課す。オランダやマレーシアなどの所得が新たに課税対象に加わる見通しだ。国際的な税逃れを防ぐ網を広げて、公平な税制を整える。

財務省が見直すのはタックスヘイブン対策税制と呼ばれる仕組みだ。現在は法人税率が20%未満の国に事業実態のないペーパーカンパニーがある

と、日本の親会社や個人の所得に合算して、日本で課税している。財務省は課税対象から外すが、経済界から反発も予想される。所得の種類を選別する負担が高まるため。財務省は今後経済界と調整して設計を詰める。

税率の違いを突いた節税に歯止めをかける



与党税制調査会の議論を経て、2017年度税制改正に盛り込みたい考えだ。実際の制度変更には数年の準備期間を設ける。課税となるのは配当

や知的財産のほかロイヤルティーといった現地会社に事業実態がなくても得られる所得だ。

課税対象の国・地域は日本の法人実効税率(29.97%)より低い場合に限定する案がある。この場合、マレーシアやオランダなど約40カ国にある所得が新たな課税対象として増税になる可能性がある。こうした国に所得を移している企業は戦略の見直しが迫られそうだ。

現地会社の経済活動によって生まれている所得は課税対象から外すが、経済界から反発も予想される。所得の種類を選別する負担が高まるため。財務省は今後経済界と調整して設計を詰める。